

令和2年11月16日

保護者各位 殿

嘉手納町立小中学校長会

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る「出席停止」について

平素より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、学校保健安全法第19条に基づき、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る「出席停止」について、下記にお知らせします。

各家庭におかれましては、取り扱いについて確認いただきご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 感染が判明した者
- 2 感染者の濃厚接触者、検査を指示された者
- 3 発熱等の風邪症状が見られる者（症状がなくなれば登校可能）
※3の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく、別の疾患によることが判明した場合は病欠となります。
- 4 同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者（同居の家族に症状がなくなれば登校可能）
※同居の家族の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく、別の疾患によることが判明した場合は登校可能となります。

（再掲）令和2年5月21日付け「新型コロナウイルス感染症予防に係る登校について」

- 37.5℃以上の発熱がある場合
- 37.5℃未満だが風邪症状や体調不良の症状がある場合
- 家族に発熱やだるさなどコロナウイルス感染の疑いがある場合

※上記の理由で欠席する場合は、出席停止扱いとなります。

※欠席する場合は、欠席届を出すか、学校に連絡をお願いします。

※その他不明な点があれば、学校に問い合わせください。